

垂水処理場汚泥処理施設等運転管理業務 入札参加資格に関する質問回答書

NO.	文書名	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	質問の回答
1	入札説明書	3	3	(5)				「ただし、当該処理方式で下水道法の事業認可を受けている終末処理場に限る」となっていますが、今回の当該処理方式は凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+砂ろ過と考えてよろしいでしょうか。	水処理は下水道法施行令第5条の5の表に掲げる方法によるものであり、垂水処理場で採用する”凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+砂ろ過”に限定するものではありません。
2	入札説明書	3	3	(5)				「汚泥処理（汚泥濃縮、汚泥消化、汚泥脱水の工程のいずれか）において、維持管理業務の元請事業者～」とありますが、ここで記載されている、維持管理業務とは単なる機器の保守、点検を指しているのではなく、工程全体の機器・電気設備の保守点検、運転操作監視、水質試験業務など含めた維持管理業務と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	6	10	(2)				現場確認及び資料閲覧時に写真撮影は可能でしょうか。	現場確認時の写真撮影は可能です。ただし、閲覧資料については、その内容で可否を判断させていただきます。